

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公開番号】特開2002-91982(P2002-91982A)

【公開日】平成14年3月29日(2002.3.29)

【出願番号】特願2000-282576(P2000-282576)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 17/30

G 06 F 12/00

【F I】

G 06 F 17/30 170 A

G 06 F 12/00 520 E

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月21日(2005.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

検索対象となる情報を入力する入力手段と、

前記検索対象となる情報を所定のレコードに分割し、分割されたレコード毎に前記検索対象となる情報を構成する第二の情報を記憶するデータ記憶手段とを備えたことを特徴とする文書管理装置。

【請求項2】

前記データ記憶手段は前記検索対象となる情報を分割して所定のレコードに記憶する際、句読点を少なくとも含む特定文字が前記検索対象となる情報に含まれるとき、前記特定文字の箇所で前記検索対象を分割して記憶することを特徴とする請求項1記載の文書管理装置。

【請求項3】

前記入力手段により入力された前記検索対象となる情報のうち、数字、全角、半角、ハイフン、長音を含む文字コードを認識する認識手段をさらに備えたことを特徴とする請求項1または2記載の文書管理装置。

【請求項4】

前記データ記憶手段は、前記認識手段によって認識された文字コードを含む前記検索対象となる情報を所定のブロックに分割して記憶することを特徴とする請求項1、請求項2または請求項3に記載の文書管理装置。

【請求項5】

検索対象となる情報を入力する入力機能と、

前記検索対象となる情報を所定のレコードに分割し、分割されたレコード毎に前記検索対象となる情報を構成する第二の情報を記憶するデータ記憶機能、とをコンピュータに実現させるためのコンピュータ読み取り可能な文書管理プログラムが格納された記憶媒体。

【請求項6】

前記データ記憶機能は、前記検索対象となる情報を分割して所定のレコードに記憶する際、句読点を少なくとも含む特定文字が前記検索対象となる情報に含まれるとき、前記特定文字の箇所で前記検索対象を分割して記憶することを特徴とする請求項5記載の文書管理プログラムが格納された記憶媒体。

【請求項 7】

前記入力機能により入力された前記検索対象となる情報のうち、数字、全角、半角、ハイフン、長音を含む文字コードを認識する認識機能をさらに備えたことを特徴とする請求項5または請求項6記載の文書管理プログラムが格納された記憶媒体。

【請求項 8】

前記データ記憶機能は、前記認識機能によって認識された文字コードを含む前記検索対象となる情報を所定のブロックに分割して記憶することを特徴とする請求項5、請求項6または請求項7に記載の文書管理プログラムが格納された記憶媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

【課題を解決するための手段】

請求項1記載の発明では、検索対象となる情報を入力する入力手段と、前記検索対象となる情報を所定のレコードに分割し、分割されたレコード毎に前記検索対象となる情報を構成する第二の情報を記憶するデータ記憶手段とを備えたことにより、前記第1の目的を達成する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項2記載の発明では、請求項1記載の発明において、前記データ記憶手段は前記検索対象となる情報を分割して所定のレコードに記憶する際、句読点を少なくとも含む特定文字が前記検索対象となる情報に含まれるとき、前記特定文字の箇所で前記検索対象を分割して記憶することにより、前記第3の目的を達成する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項3記載の発明では、請求項1または請求項2記載の発明において、前記入力手段により入力された前記検索対象となる情報のうち、数字、全角、半角、ハイフン、長音を含む文字コードを認識する認識手段をさらに備えたことにより、前記第4の目的を達成する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項4記載の発明では、請求項1、請求項2または請求項3記載の発明において、前記データ記憶手段は、前記認識手段によって認識された文字コードを含む前記検索対象となる情報を所定のブロックに分割して記憶することにより、前記第5の目的を達成する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項5記載の発明では、検索対象となる情報を入力する入力機能と、前記検索対象となる情報を所定のレコードに分割し、分割されたレコード毎に前記検索対象となる情報を構成する第二の情報を記憶するデータ記憶機能、とを備えたことにより、前記第1および第6の目的を達成する。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項6記載の発明では、請求項5記載の発明において、前記データ記憶機能は、前記検索対象となる情報を分割して所定のレコードに記憶する際、句読点を少なくとも含む特定文字が前記検索対象となる情報に含まれるとき、前記特定文字の箇所で前記検索対象を分割して記憶することにより、前記第3および第6の目的を達成する。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項7記載の発明では、請求項5または請求項6記載の発明において、前記入力機能により入力された前記検索対象となる情報のうち、数字、全角、半角、ハイフン、長音を含む文字コードを認識する認識機能をさらに備えたことにより、前記第4および第6の目的を達成する。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項8記載の発明では、請求項5、請求項6または請求項7記載の発明において、前記データ記憶機能は、前記認識機能によって認識された文字コードを含む前記検索対象となる情報を所定のブロックに分割して記憶することにより、前記第5および第6の目的を達成する。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0046**【補正方法】**削除**【補正の内容】****【手続補正13】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0047**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0047】**

請求項2記載の発明では、データ記憶手段が入力手段によって入力されたファイル内のデータを分割する際、句読点などの特定文字がファイル内に含まれる場合にはこの特殊文字の箇所でファイル内のデータを分割するので、フラットテキストを2重化して持つサイズが減少し、記憶装置のリソース資源を有効に活用することができる。

【手続補正14】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0048**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0048】**

請求項3記載の発明では、入力手段によって入力されたファイル内のデータの数字、全角、半角、ハイフン、長音などの文字コードを認識する認識手段をさらに備えたので、フラットテキスト内の大文字／小文字や半角／全角、長音／ハイフンのあいまい性を考慮した全文検索が可能となる。

【手続補正15】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0049**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0049】**

請求項4記載の発明では、データ記憶手段は、認識手段によって認識された各ファイル内のデータを所定のブロックに分割するので、フラットテキスト内の大文字／小文字や半角／全角、長音／ハイフンのあいまい性を考慮した全文検索が可能となり、かつ検索性能を向上させることができる。

【手続補正16】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0050**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0050】**

請求項5記載の発明では、入力機能によって入力されたファイル内のデータを所定のブロックに分割し、分割したブロックごとに文書名、入力日、画像、文書内容などの各データを登録して記憶する記憶機能を備えたので、インデックス情報がいらず、ディスク資源の節約をすることができる。

【手続補正17】**【補正対象書類名】**明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

請求項6記載の発明では、記憶機能によって入力機能で入力されたファイル内のデータが分割される場合、句読点などの特定文字がファイル内に含まれるときにはこの特殊文字の箇所でファイル内のデータを分割するので、フラットテキストを2重化して持つサイズが減少し、記憶装置のリソース資源を有効に活用することができる。

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

請求項7記載の発明では、記憶機能によって入力されたファイル内のデータの数字、全角、半角、ハイフン、長音などの文字コードを認識する認識機能をさらに備えたので、フラットテキスト内の大文字／小文字や半角／全角、長音／ハイフンのあいまい性を考慮した全文検索が可能となる。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

請求項8記載の発明では、記憶機能は、認識機能によって認識された各ファイル内のデータを所定のブロックに分割するので、フラットテキスト内の大文字／小文字や半角／全角、長音／ハイフンのあいまい性を考慮した全文検索が可能となり、かつ検索性能を向上させることができる。